

「平成 18 年度第 2 四半期決算に係る財務諸表(3 特別会計)に対する注記」 の説明

平成 18 年度から財団法人自動車リサイクル促進センターが実施している新公益法人会計基準では、「財務諸表の注記」が義務付けられており、その内容は資料 4-8 のとおりであるが、下記項目について説明を行う。

(1)(1) 「5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」

資金管理センターで購入している国債等の債券は、再資源化預託金等の運用の基本方針にもとづき、途中売却は原則不可とし満期までの保有を原則としており、満期保有目的の債券に該当する。

新公益法人会計基準では、財務諸表の注記として「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載することが新たに定められた。

このため、今回の財務諸表の注記では、帳簿価額約 5,520 億円、時価約 5,501 億円、評価損約 19 億円が記載されているが、資金管理センターでは満期保有するので、満期時には額面額での償還となり、この評価損が実現することはない。

以上